

次世代自動車分解・技術解説業務委託 業務仕様書

1 目的

次世代自動車に求められる技術が高度化・複雑化する中で、県内自動車関連中小企業等が技術面で競争力を維持していくには、電動化や軽量化、リサイクルを見据えた易解体性等に係る最新技術を習得することが必要である。

これまで三重県では、電動自動車の部品に関する技術セミナーを累次実施してきたが、参加企業からは、自社の技術が応用可能な部品を知るため、部品単体ではなく、車両全体における部品の機能や他の部品との組付けの工夫等を理解したいとの声が寄せられていた。

本業務は、最新型の電動自動車1台を教材とし、それを部品単位に分解する視覚的な工程を含めた技術調査・解説を行うことで、参加する県内自動車関連中小企業等企業が車両と部品の関係や機能等を理解したうえで設計や加工等の技術提案ができる力をつけ、次世代自動車関連産業への新規参入や取引拡大等につなげることを目的とする。

2 業務名称

次世代自動車分解・技術解説業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

①車両購入

- ・次の基準車種又はこれと同等以上の価格の車種（バッテリー式電動自動車に限る。）1台（未登録車又は初度登録年月が令和8年1月以降かつ購入時点の走行距離が3,000km未満で、修復歴がないものに限る。）を、受託者名義で購入すること。基準車種以外の車両を提案・購入する場合は、車種名、選定の理由等を説明の上、購入前に三重県の同意を得ること。

基準車種：トヨタbZ4X グレードG（FWD）

- ・車両は、令和8年10月頃までに現物を入手すること。

②車両分解

- ・県内自動車関連企業等の参加の下、購入した車両の分解を行うこと。
- ・車両分解は、以下に示す主要部品等をアッセンブリー単位で車体から取り外す工程とする。なお、作業内容及び実施日程を含む実施計画については、三重県と協議の上、決定するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・バッテリー取り外し・外装・内装部品取り外し・ボディーとシャシーフレーム分離・パワートレイン関連、シャシー部品の取り外し・高圧電気部品、パワートレイン関連部品分解 |
|---|

- ・車両分解の過程において、エンジン車との違いや構造上の特徴等について、専門家による解説及び質疑応答を行うこと。
- ・車両分解及び解説は、三重県立津高等技術学校（以下「津高技」という。三重県津市高茶屋小森町1176-2）及び三重県工業研究所（以下「工研」という。三重県津市高茶屋五丁目5番45号）の施設内で実施するものとする。

- ・津高技では門型2柱リフト等の使用が可能である。分解作業にあたっては、津高技及び工研の技術職員等が補助業務に従事することが可能であるが、指揮・監督及び主たる作業は、受託者の責任で実施すること。
- ・車両分解に先立ち、津高技構内にて試乗会を実施すること。
- ・津高技及び工研の施設・設備等以外で、車両分解の実施に必要な設備・工具等は、三重県と協議の上、受託者が手配すること。

③分解部品の技術調査及び解説・展示

- ・県内自動車関連中小企業等を対象に、上記①で分解した車両の主要部品に関し、専門家による技術調査及び調査結果に基づく解説を行うこと。
- ・技術調査及び解説を行うテーマ（部品）は、ボディー（内装・外装）、バッテリー、モーター・インバーター、足回りとする。
- ・解説は、津高技又は工研の施設内で実施するものとする。
- ・技術調査の実施にあたっては、部品をアッセンブリーから筐体、バッテリーセル、電装部品（基板・端子・ハーネス等）、機械要素部品（軸部品・駆動伝達部品等）等の単位に分解すること。なお、作業内容、実施場所（工研の施設を含む。）及び実施日程を含む実施計画については、三重県と協議の上、決定するものとする。
- ・技術調査は、設計思想や従来技術・分解する車種以外のメーカーの技術等との比較等に加え、デジタル技術やサーキュラーエコノミーの観点もふまえて実施し、その調査結果に基づいて解説を実施するものとする。
- ・分解部品は、津高技及び工研の施設内に常設展示すること。展示に必要な展示台・治具等を製作し、納品すること。

④参加者の募集等

- ・三重県と協力して参加者の募集を行うこと。募集定員は20社程度とする。
- ・募集チラシの作成、参加者の申込受付、出欠管理、問合せ対応、アンケート等を行うこと。

⑤その他の企画提案

- ・事業の実施にあたっては、ハンズオン形式やワークショップ形式など、参加者の学習効果を高める手法を提案すること。
- ・上記①②以外にも、県内自動車関連中小企業等の技術提案力の向上に資する企画があれば、提案・実施すること。

⑥留意事項

- ・業務の実施にあたっては、参加者の安全に関して万全の配慮を行うこと。また、イベント保険に加入すること。
- ・車両について道路運送車両法に基づく登録（抹消を含む。以下同じ。）を行うこと。また、自動車リサイクル法、廃棄物処理法その他関係法令を遵守すること。
- ・車両の購入・登録・運搬（津高技と工研との間の移動を含む。）、諸税、設備・工具の手配、分解、展示台等の製作、不要部品等の廃棄、その他本業務の実施に必要な一切の費用は、受託者の負担とする。
- ・本業務により分解した部品の所有権は、抹消登録後、引渡をもって三重県に帰属するものとする。また、本業務により購入した設備・工具及び製作した展示台・治具等の所有権は、引渡をもって全て三重県に帰属するものとする。
- ・三重県が廃棄を指示した不要部品等については、受託者の責任において確実に廃棄するものとし、第三者に対して、有償譲渡や有償貸与等を行わないこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出するもの

- ・報告書 2部（ワード又はエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- ・報告書等電子データ 1式（報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること）

②提出期限

- ・成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - A 断固として不当介入を拒否すること。
 - I 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - U 発注所属に報告すること。
 - E 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上、実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフノベーション班 担当：服部、藤村

電話：059-224-3113 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp